

「宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議」

会議録要旨（全文）

日 時：令和6年7月26日（金） 午前10時から正午まで
場 所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室
出席者：大庭克己委員、鹿野明美委員、工藤史委員、佐藤美紀子委員、関澄子委員、
竹下小百合委員、本図愛実委員、水戸理恵委員
（以上、次世代育成支援対策地域協議会及び子ども・子育て会議の兼務委員）
西城あや委員（以上、次世代育成支援対策地域協議会委員）
大橋雄介委員、佐々木とし子委員、塩野悦子委員、高橋美智子委員、
引地淑子委員（以上、子ども・子育て会議委員）

1. 開 会

○司会 本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

ただいまより、宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議を開催いたします。

司会を務めます子育て社会推進課の小野寺と申します。よろしく申し上げます。

この会議は、次世代育成支援対策地域協議会条例及び子ども・子育て会議条例に基づくそれぞれの会議を合同で開催しております。

2. 挨拶

○司会 それでは、会議の開催に当たりまして、保健福祉部長の志賀より挨拶を申し上げます。

○志賀保健福祉部長 皆様、おはようございます。保健福祉部長2年目になりました志賀と申します。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、金曜日のこの時間帯のお忙しい中にお集まりを賜りまして誠にありがとうございます。

また、昨日は隣の山形・秋田で大変な大雨になって、宮城県内にも警報が発令された状況ではございましたが、本日は打って変わって暑い中ということでございます。蒸し暑くなつてまいりまして、体調管理にもなお注意が必要なところでございますけれども、そういった中でのお集まり、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

昨年度のこの会議におきまして、仮称でございますが、宮城県こども計画の基本理念等についてご審議をいただきました。委員の皆様から貴重なご意見を多数賜りましたこと、改めて御礼を申し上げたいと思います。

今年度から、改めて新任の4名の方にご就任を賜りました。引き続き、ご指導、ご助言をいただきますようお願いを申し上げます。

さて、昨年末、国におきまして、こども大綱及びこども未来戦略が閣議決定されたのに続きまして、今年5月末には貧困やいじめといった困難を抱えるこどもへの支援強化等を柱とした今年度版の「こどもまんなか計画」が決定されるなど、「こどもまんなか」、これをキーワードとした社会形成に向けた動きが加速化しております。

宮城県といたしましても、こうした国の動きとも連携しながら、宮城県こども計画の策定に向けまして、この会議において引き続きご意見を頂戴するほか、次世代育成・応援基金を活用して、今年度は不妊治療費の助成を新たにスタートさせるなど、総合的な少子化対策についてしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

委員の皆様から忌憚のないご意見・ご提言を賜りまして、さらに子ども・子育て施策の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、それぞれご専門のお立場から、まずは日々の現場の視点からご意見をいただきたいと思っております。

結びに、本会議における審議が活発かつ有意義なものになりますように、改めて皆様へのご協力をお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶いたします。本日はどうぞよろしくようお願い申し上げます。

○司会 続きまして、事前に送付しております会議資料につきまして確認させていただきたいと思っております。配付資料は、資料1-1が4枚、資料1-2が13枚、多くて恐縮でございます。資料1-3が1枚、それに加えまして、資料2-1が1枚、資料2-2がA3で1枚、資料2-3が2枚、参考資料としまして、こども大綱と関係資料、合計4枚でございます。もし不足等あれば、近くのスタッフにお申出いただければと思っております。

ここで会議の成立についてご報告いたします。

本日、所用により、名簿No.1の阿部祥大委員、No.2の大友浩委員、No.8の齋藤勇介委員、No.9の佐々木貴子委員、No.16の立岡学委員、No.17の西浦和樹委員、No.18の濱田久美委員の7名がご欠席でございますけれども、次世代育成支援対策協議会においては15名中9名、子ども・子育て会議につきましては19名中13名の委員の皆様にご出席をいただいております。いずれも過半数を上回ることから、条例の規定によりまして、本会議は成立しているということをご報告申し上げます。

なお、本日の会議につきましては、情報公開条例に基づき公開とさせていただきます。また、議事録は、県政情報センターや県ホームページなどで公開することになりますので、よろしく

お願いいたします。

恐れ入りますが、ここで新年度新たに委員にご就任された3名の皆様に一言ご挨拶を頂戴いただければと思います。

それでは、名簿No.3の大庭克己委員よりご挨拶をお願い申し上げます。

○大庭委員 初めまして。仙台商工会議所の大庭と申します。前任の佐藤に替わりまして、本日からお世話になります。宮城県の子育て支援の推進のため、力になりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

続きまして、名簿No.11の佐藤美紀子委員よりご挨拶をお願い申し上げます。

○佐藤委員 皆さん、こんにちは。古川第二小学校の校長をしております佐藤と申します。4月から赴任しております。微力ですが、頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

最後に、名簿No.21の水戸理恵委員よりご挨拶をお願い申し上げます。

○水戸委員 宮城県保健師連絡協議会のほうから参りました水戸理恵と申します。角田市の子育て支援課の課長をしております。今後ともどうぞよろしくをお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

また、本日はご欠席でございますが、名簿No.18の濱田久美委員におかれましても新たにご就任いただいておりますので、ご紹介させていただきます。

それでは、以後の議事進行につきましては、条例の規定によりまして本図会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

3. 議 事

(1) 「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」に基づく施策の実施状況（令和5年度）について

○本図会長 おはようございます。議長を務めさせていただきます本図でございます。皆様のご協力を賜りまして、円滑で中身の濃い議論をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議事は2件ございます。

1点目、みやぎ子ども・子育て幸福計画に基づく施策の実施状況について、よろしくお願いいたします。

11時ぐらいまでをめどに進行したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（三浦課長） 皆様、おはようございます。子育て社会推進課の三浦と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

議事に関する説明に先立ちまして、委員の皆様におかれましては、前回の会議から本日までの間、県民向けの調査の内容の確認等、ご協力を頂戴いたしましたこと、この場をお借りしまして御礼を申し上げたいと思います。

調査の概要等につきましては、議事で申し上げますと、後半の（2）のほうに関連する内容でございますので、その際に改めて現状等をご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これからの説明は着座にて失礼いたします。

それでは、説明事項の（1）「みやぎ子ども・子育て幸福計画」に基づく令和5年度の施策の実施状況についてご説明させていただきます。

こちらの計画に基づく各種施策の実施状況につきましては、次世代育成支援対策法及びみやぎ子ども・子育て県民条例に基づきまして毎年公表することとなっておりますので、公表に先立ちまして、本日この会議においてご報告をさせていただきたいと考えております。

それでは、まず初めに、本計画に関する指標の状況についてご説明いたします。

資料1-1をご覧ください。

計画の進捗状況等に関する評価や検証を行うための指標として、全部で11の指標を設定しております。本日は時間の関係から、このうち1の合計特殊出生率、2の保育所等利用待機児童数、6の子育て世代包括支援センター及びこども家庭センターの設置市町村数、11の県民意識調査による県民満足度の4つの指標につきましてご説明させていただきたいと思います。

2ページをお開きください。

2ページの上段、1の合計特殊出生率についてご説明いたします。

宮城県の状況は、こちらの資料で赤く示している折れ線のとおりでございます。令和5年の値は前年の1.09を0.02ポイント下回る過去最低の1.07となっております。

全国の値につきましては1.20と、前の年を0.06ポイント下回り、こちらも過去最低を更新しております。

本県の数値につきましては、全国値より0.13ポイント下回っているところではございますが、数値の下げ幅ということで申しますと、全国では青森県に次いで2番目に小幅なものにとどまったこともございまして、全国の順位で申し上げますと、東京、北海道に次いで5年ぶりに45位ということで、結果的にはございますが、順位が1つ上がった格好になってございます。

全国的な少子化の背景といたしましては、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少あるいは男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が女性に偏っている状況、あるいは子育て中の孤立感や負担感、子育てあるいは教育にかかる費用負担の重さなど様々な要因が複雑に絡み合っているとされてございます。

翻りまして、本県における少子化の背景でございますけれども、こちらにつきましては令和4年度に庁内にプロジェクトチームを設けて分析させていただいております。その結果といたしましては、先ほど申し上げました点に加えまして、20代から30代の女性の有配偶率、結婚されている率でございますが、有配偶率・出生率がともに低い傾向にあると。併せまして、平均の初婚の年齢や第一子出生時の年齢が高い傾向にあるといった状況が見られております。

県としましては、後ほどご説明させていただきますが、結婚支援センター「みやマリ！」への登録者の増加に向けた対応や、今年度、新規に立ち上げることでございます不妊治療の医療費の助成事業あるいは結婚新生活に向けた経済的負担の軽減、社会全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成などを図ることとしてございます。

今後の少子化対策等につきましては、冒頭申し上げました県民向けの調査の分析結果などを踏まえながら、ライフステージに応じた切れ目のない支援や、若者の経済的な安定を図るための質の高い雇用の創出・確保などを含めた総合的な対策などについて、令和3年度に創設しました次世代育成・応援基金などの独自財源も活用しながら、県庁一丸となって推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、下段の2の保育所等利用待機児童についてご説明いたします。

こちら、正式な発表は来月上旬を予定してございますが、今年の4月1日時点で、県全体の待機児童の合計は18名、うち仙台市についてはゼロ名となっております。昨年と比較いたしますと、仙台市は引き続きゼロ名となっている一方で、県全体でも合計では41名から18名と23名の減少ということで、着実に県内の待機児童数もゼロに向かって推移していると認識してございます。

こちらにつきましては、保育所の整備あるいは認定こども園への移行といったところが要因としてはあるものと認識してございますが、例えば宅地開発により人口が集中するとか、そう

いった事情があつて待機児童が解消されない自治体も県内にございますことから、引き続き国の就学前教育・保育施設整備交付金や県の基金なども活用いたしまして、地域の実情に合わせた待機児童の解消を支援してまいりたいと考えてございます。

次に、4ページにお進みください。

下段、6の子育て世代包括支援センター及びこども家庭センター設置市町村数についてご説明いたします。

こちらの指標につきましては、これまでは子育て世代包括支援センター設置市町村数ということでご紹介しておりましたが、今回よりこども家庭センター設置数についても併せてご説明してございます。

こちらのこども家庭センターにつきましては、本年4月に施行された改正児童福祉法により、これまでのこども家庭総合支援拠点というものと子育て世代包括支援センターというもの、両者の機能を維持しながら組織を見直すということで、保健師を中心とした母子保健面での機能とこども家庭支援員などを中心とした児童福祉機能の両者を一体的に行う組織ということで定められたものでございます。

こちらにつきましては、市町村において設置が努力義務となっておりまして、それを踏まえて、こちらの指標につきましても、こども家庭センターに移行された市町村に関しまして、この指標において明示をさせていただいてございます。この4月1日時点で、県内19の市町においてこども家庭センターが設置されてございます。

なお、令和7年度末までの予定といたしましては、9つの市町村が設置する予定と伺ってございます。こちらにつきましても、国の動きと連携しながら、円滑な移行について支援してまいりたいと考えております。

次に、一番最後の7ページをお開きください。

11の県民意識調査による県民満足度についてご説明いたします。

国の基本指針において、こちらの計画の成果（アウトカム）の指標として、住民満足度などを用いて点検あるいは評価することとされておりまして、本県におきましては県民意識調査を用いて満足度をはかることとしております。

こちらの指標に関して、従来は、宮城県震災復興計画における未来を担う子どもたちへの支援に関する県民満足度を指標値とさせていただいておりました。一方で、震災から10年が経過したタイミングでこちらの計画が終期を迎えたこともございまして、現在は、下段のようになりますが、新・宮城の将来ビジョンという計画にひもづいている子ども・子育てを社会全体で

切れ目なく応援する環境をつくるという取組に関する県民の満足度として把握をしてございます。

下段の棒グラフが近年の推移ということになっております。「満足」あるいは「やや満足」といった合計の値につきましては、令和5年度が30.6%、前回調査の令和4年度につきましては31.4%ということで、満足度につきましてはやや減少しているところでございまして、県民目線で見えた場合の本県の取組に関しましては、なお改善の余地があるのかなというところがうかがわれるところでございます。

子ども・子育てを社会全体で切れ目なく応援する環境づくりに関しましては、国の進めることもまんなか社会の実現に向けて、県としても国と連携しながら、先ほど申し上げました次世代育成・応援基金の活用など、全庁を挙げて取り組んでまいりたいと考えてございます。

指標の説明については以上になりまして、続きまして、主な事業の実施状況についてご説明させていただきたいと思っております。

資料1-2をご覧ください。

本計画に関連する施策の各項目において、推進する主な事業として掲載しているものの昨年度の実施状況を一覧として整理している資料になります。

具体的な実施状況につきましては、この表の右から2番目の実施状況という欄に細かく記載をさせていただいております。

事業の数が相当数に上りますので、本日は、先ほどご説明いたしました指標に関連する事業や、昨年度から新規に追加された項目に関連する事業を中心に抜粋してご説明させていただきたいと思っております。

初めに、1ページの事業番号6、子育て県民運動推進事業をご覧ください。

こちらの事業では、子どもとお出かけしやすい環境整備の一環といたしまして、「みやぎ・どこでも授乳室プロジェクト」を進めております。県産材を使用した置き型授乳室を6か所にモデル設置をいたしましたほか、昨年度からは新たに授乳室を設置するに当たりましての費用に関しまして、購入費あるいはリース料の補助事業を開始しており、10件の授乳室設置を支援してございます。県内における置き型授乳室のさらなる普及に向けまして、今年度も事業者あるいは県内自治体に対しまして補助金の利用といったところを呼びかけてまいりたいと考えております。

その下、事業番号7をご覧ください。

こちらは官民一体となって安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進に向

けて、子育て家庭が協賛店舗で様々なサービスを受けられる子育て支援パスポート事業についてのご紹介でございます。令和5年度末で利用登録者数は5万7,607人ということで、令和4年度末からおよそ1万人の増加となっております。同じく協賛店舗数につきましては2,878店舗ということで、前年度から約300店舗の増加となっております。

また令和4年度から、新婚ご夫婦や結婚予定のカップルを対象に結婚応援パスポート事業を開始しております。こちらにつきまして、令和5年度末時点の状況といたしましては、利用登録者が2,948人ということで、900人余りの増加、協賛店舗数は668店ということで、こちらは約400店舗の増加となっております。両パスポートともに、本年度も引き続き登録者数あるいは登録店舗数の増加に取り組んでいるところでございます。

こうした取組により、引き続き子育てしやすい環境整備あるいは社会全体で子育てを応援する機運醸成を図ってまいりたいと考えております。

8ページにお進みいただければと思います。

事業番号41、児童生徒支援体制充実事業でございます。こちらでは、スクールソーシャルワーカーを34の市町村に延べ67人配置いたしましたほか、各教育事務所に児童生徒支援ネットワークセンターを設置いたしまして、児童生徒あるいは保護者の支援、教員の資質向上を図りました。

また、生徒指導に課題を抱える学校、全36校に対して支援員を配置いたしますとともに、支援員に助言を行うアドバイザー2名を義務教育課内に配置しているところでございます。

次に、11ページにお進みをいただきたいと思っております。

(2) 学校に登校していない子どもへの多様な学びの場の提供と、その保護者も含めた支援の充実についてでございます。

こちらにつきましては、現在の計画を令和4年度に中間見直しという形で見直しした際に新たに追加された内容となっております。ここでは、子どもたちの教育機会の確保に向けた取組や、学校に登校していない子どもさんあるいはその保護者への支援に関わる取組を取り上げてございます。

59番の事業をご覧ください。教育相談充実事業でございます。こちらにおきましては、スクールカウンセラーを小学校152校、中学校64校、義務教育学校3校に派遣をいたしまして、教職員へのカウンセリング等に関する助言・支援などを行ったほか、不登校児童生徒個人の状態に応じた指導援助を行うけやき教室のうち20施設に5人の支援員を派遣いたしまして、こちらの施設に通われる不登校の児童生徒に対しての教育相談あるいは学習支援といったものを実施

してございます。

次に、15ページにお進みください。

76番、母子保健児童虐待予防事業でございます。こちらは、子ども総合センターにおいて母子保健福祉研修を開催しておりまして、市町村の母子保健・児童福祉担当者や周産期医療機関の職員、計59名に受講いただいております。そのほか、助産師による妊産婦電話相談窓口を設置しておりまして、延べ503件の相談に対応いたしております。

続きまして、20ページにお進みください。

98番、子どもの貧困対策推進事業でございます。こちらにおきましては、子どもの貧困対策事業を実施する7つの市町村に補助金を交付したほか、インターネットの検索エンジンあるいはSNSを活用した子どもの貧困対策に係る啓発広報を令和4年度に引き続き実施いたしました。

また、子ども食堂の運営等に係る相談窓口の設置、子どもの居場所づくりのモデル事業の実施あるいは市町村担当者を対象といたしました研修会の開催などを行ってございます。

あわせて、昨年度につきましては、低所得者世帯の児童が一時預かり事業を利用する場合におきまして、市町村を通じて負担額の一部補助を行ったほか、コロナ禍におきまして物価高騰の影響を受けた子ども食堂の運営を支援するという観点から、運営団体に対して補助金を交付するなど、地域における子どもの貧困対策あるいは活動団体の取組といったことをご支援したところでございます。

続きまして、22ページでございます。

108番、いきいき男女共同参画推進事業でございます。こちらにおきましては、女性のチカラを活かす企業認証制度を実施し、今年の3月末現在で、前年度からおよそ50社増加の629社の企業を認証しております。その上で、認証企業の中から、いきいき男女・にこにこ子育て応援企業といたしまして4社を知事表彰しております。また、「女性のチカラは企業の力」普及推進セミナーを開催し、49名にご参加いただきましたほか、男性にとっての男女共同参画推進事業として普及促進セミナーを開催しており、こちらにつきましては136名にご参加いただいております。

最後に、23ページをご覧ください。

(3) 結婚を支援する取組の推進というところに、再掲69番という事業がございます。若い世代のための少子化対策強化事業でございます。こちらは、令和3年度からAIを活用したマッチングシステムを導入し開設しております、みやぎ結婚支援センター「みやマリ！」のご紹介でございます。「みやマリ！」におきましては、令和5年度も出張登録会・相談会や体験型

の婚活イベント等も含めまして実施いたしました。3月末時点の状況を申し上げますと、男性986名、女性782名にご登録いただいておりますほか、令和5年度中に97組の方が成婚に至りまして、今年6月末時点の状況を申し上げますと、トータルで168組の方が成婚ということを理由に「みやマリ！」を退会されてございます。着実に成果が上がってきていると考えているところでございます。

駆け足で恐縮でございますが、その他の事業につきましては資料に記載のとおりということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、資料1－3をご覧ください。

こちらは、子ども・子育て支援法に基づく市町村の事業計画に係るデータといたしましてご紹介しているものでございまして、就学前のお子様を利用される各種施設の認可等の状況についての資料となっております。

今年度と昨年度の4月1日現在の施設数の状況ということでご紹介しております。

認定こども園への移行が進んでいることもありまして、資料の中段、認定こども園という欄がありますが、その右側をご覧くださいますと、令和6年4月1日現在で、県内における認定こども園の総数は203か所、前の年と比べまして23か所の増加となっております。

みやぎ子ども・子育て幸福計画におきましては、令和6年度における目標数を150か所と設定しておりまして、数的には到達をしている格好となっております。

認定こども園は幼児教育と保育を一体的に提供するとともに、保護者の就労状況を問わず利用が可能であるといったメリットがあり、併せまして、先ほど申し上げた指標とも関係いたしますが、待機児童の解消に向けた保育の受皿としての役割も期待されているところでございます。数的には目標を達成したというところではございますが、引き続き、こども園への移行を進める事業者様の取組を支援してまいりたいと考えております。

議事の(1)につきまして、事務局からの説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○本図会長 ありがとうございます。

ただいまみやぎ子ども・子育て幸福計画に基づく施策の実施状況についてご説明いただきました。

皆様よりご質問やご意見がございましたら承りたいと思ひます。いかがでしょうか。

佐々木委員お願ひいたします。

○佐々木(と)委員 宮城県地域活動(母親クラブ)連絡協議会の佐々木です。よろしくお願ひ

します。

今、説明いただけなかったんですが、2ページの(3)経済支援等による子育て環境の整備というところの事業番号13番です。小学校入学準備支援事業というところなんですが、市町村が実施する小学校入学祝金等支給事業にかかる経費について、第3子以降の子どもを対象とした事業費に対して補助金を交付しますということなんですが、実は私のところの市の会議で、何度もこのことの見解が出ておまして、第3子以降とあるけれども、第1子の入学に対しても祝金が出ないものかという見解が出ているんですね。第1子の入学というのは親にとってとても大事な入学で、それがとてもよかったなということがあったら、第2子、第3子と続くのではないかといった見解で、これに対して市では、これは県の小学校入学準備支援事業の補助金をいただいて行っている事業なので第3子以降からしか出ませんという回答なんですが、それでも皆さんちょっと納得できないという話で、なぜ第3子以降なのかということをお聞きしたいなということと、それから、私は県の生涯学習課の親の学びのプログラム「親のみちしるべ」というプログラムを使って、小学校に入学というプログラムがあるんですが、いろいろな小学校に行って、入学する保護者に向けてワークショップを開いているんですね。やっていると、やはり初めて入る入学児童の保護者はいろいろな不安を抱いていて、例えばランドセルを背負って学校に1人で歩いて行けるだろうかとか、友達ができるだろうかとか、それから勉強がちゃんとできるだろうかとか、いろいろなそういう精神的な不安もありますけれども、ほかに入学までにいろいろな準備が必要ですよ。靴をそろえたり入学式の服をそろえたりとか、ランドセルをそろえたりとか、それから、机とかそういうものをどうしようとか、そのほかに入学までに名前を記入したりとか、本当に大変なことがいっぱい1年生の親は、初めての第1子の親は思っているわけですね。そういう見解がいっぱい出ていて、そのときに同じグループに第3子の親も入っているわけですよ。そうすると、上に5年生とその下に3年生がいて、今回1年生が入るなんていうと、本当にアドバイスのことを言っただけなんですけど、もううちの子は上のお兄ちゃんの靴とランドセルもこうでって、結構余裕があって、第3子以降の親はすごく精神的にも、それから入学の準備のものに関してはそれほど負担を感じていない感じがするんですね。そうすると、やはり第1子の親が一番そこところが不安だったり、いろいろな面で負担があるなということを感じているわけです。第3子は3万円程度出るということなんですが、第1子にも5,000円でもいいから祝金的なものを差し上げられないだろうかという、市の中では常にその話が出ていて、そのままの状況なんですね。ということで、県のほうの対応ということをお聞きしたいなと思いました。お願いします。

○事務局（三浦課長） ありがとうございます。

こちらの入学準備支援事業、初めてお聞きになる委員の皆様もいらっしゃるかと思いますのでご紹介させていただきます。まさにここに書いているとおり、第3子以降のお子様が小学校に入学される際に、各市町村で例えばお祝金とかお祝いの品などをお出しする際に、県としてそこをご支援させていただいている取組です。こちらは平成29年から取組をさせていただいておりました。当時から、本県の出生率、合計特殊出生率などはなかなか芳しくない状況がある中で、やはりそれをどういうふうに歯止めをかけるかという施策をいろいろ考えている中で、新たな取組の一つということで打ち出させていただいたものになっておりまして、その際、もちろん第1子のお子さんあるいは第2子のお子さんも貴重なお子さんであることに変わりはないわけでございますけれども、出生数といったものを増やすといった観点から考えるということで、第3子というふうに制度のほうでは設けさせていただいております。

県と市町村の役割分担というか、縦割りの話ではございませんけれども、実際、各市町村、県内を見ますと、今、佐々木委員からお話のあったような課題をやはり認識されている市町村が県内にもございまして、市町村によりましては、独自の支援という格好で第2子からに対しましても支援をします。そうなりますと、県のお手伝いが入らないので各市町村のご負担ということになります。第2子からとかあるいは第1子から同様の制度を設けている市町村も実際にはあるところでございます。

現時点でこの取組を今どうこうというのはなかなか申し上げづらいんですが、いずれ例えば国でも今次元の異なる少子化対策というものがうたわれていたり、あるいはこういった形で何かを支給するというようなものと、例えば分かりやすいもので言えば国の児童手当などにつきましては今年の秋から大きく改善されるというところもありますので、そういった取組も見ながら、県として今の仕組みはそのままでいいのかあるいは新しい施策を考えたほうがいいのかというところはぜひ検討させていただきたいと考えているところでございます。

○本図会長 佐々木委員よろしいでしょうか。問題提起ということで、ありがとうございます。

大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員 NPO法人アスイクの代表の大橋と申します。よろしくお願いいたします。

私から、この指標につきまして2点、ご質問がございます。

課長から説明いただかなかった部分についてなんですが、まず1点目が、資料1-1の3ページの4です。不登校児童生徒のうち学習支援を受けている児童生徒の割合という指標でございます。

この文科省の調査では、誰からもサポートを受けていない不登校の子どもの割合が年々増えていて4割に達しているということが出ていますけれども、それに対して県のほうは、この表のとおり、年々、学習支援などを受けている不登校児童の割合が増えているというのが出てくると思うんですが、こういうある種よい状況がなぜ上がっているのかというところの背景の質問が1つでございます。

もう1点が、次の5ページの「子どもの貧困対策計画」策定市町村数という指標でございます。こども大綱でも子どもの貧困というのは基本計画の一つの柱になっている大事なテーマだと認識しておりますが、計画をつくっている自治体の数としては伸び悩んでいるのかなと見ておりまして、今11市町村という数字が、子どもの貧困対策計画を単独でつくっている数なのかあるいはひとり親支援とかほかの施策に絡めて策定されているものも含まれている数字なのか。その実態のところの質問が2点目でございます。よろしく申し上げます。

○事務局（三浦課長） ありがとうございます。

前半の部分、不登校児童生徒のところですが、義務教育課のほうからお答えをいただきたいと思えます。

○事務局（早川専門監） 義務教育課の早川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今、不登校児童生徒のうち学習支援を受けている児童生徒の割合についてご質問をいただきました。ありがとうございました。

年々増加しているという背景については、実際、国の調査では、4割ほど支援を受けていないという結果が問題行動等調査でも出ているところです。ただし、この調査は、外部の支援機関であるとか、学校の養護教諭、それからカウンセラーなどからの支援を受けていないという数字であり、実際、学校では学級の担任であったり、学年主任等が子どもたちに様々なアプローチをしている状況になっており、支援を全く受けていないという子どもは、4割というよりはもっと低い割合になると思っております。

本県においては、宮城県長期欠席状況調査を独自で行っており、その調査の中で、不登校の子どもたち一人一人にどのような学習支援がなされているかということ进行调查しております。そもそも欠席が30日を超えると不登校となりますが、この多くの子どもたち、とりわけ宮城県では大体が30日から50日の欠席であって、1年間の登校日数を大体200日としますと、4分の3から5分の4は登校できているような子どもたちでございます。上がっているというのは、例えば学校の支援ということで、現在力を入れておりますのが別室支援の充実です。なかなか教室に入れられない子ども、それから学校に行きづらいと思っている子どもが、まず自分の教室で

はなく別室において学習支援であるとか、自立支援を受ける。この別室支援を充実するように加配教員を充てたり、別室支援員を充てたりという取組をしております。このことにより、少しは確保できているというところ です。

それから、学校に登校していない子どもであっても、各市町村では「みやぎ子どもの心のケアハウス」を設置しており、そこで子どもたちを受け入れているのですが、支援を受けている子どもたちも徐々に増加しているところですので、校内外での支援というものが少しずつ広まってきていると捉えております。

以上でございます。

○事務局（西城課長） 子ども・家庭支援課でございます。

子どもの貧困対策計画に関するご質問でございましたけれども、こちらは努力義務ということで、なかなか策定数が伸び悩んでいるところでございます。

こちらにつきましては、単独策定ということではなくて、既存の福祉計画ですとか、そういった関連する計画に盛り込んだ形での策定ということで把握しております。

以上になります。

○本図会長 大橋委員、いかがでしょうか。

○大橋委員 ご説明ありがとうございました。

不登校児童生徒のことにしましては、ご説明あったとおり、心のケアハウスの役割というものかなり大きいのではないかなと認識しております。施策の一覧でも、大体1,800人ぐらいの不登校児童生徒の方が利用しているという数字が出ておりますが、宮城県の小中学生の不登校児童数、大体ざっくり6,000人としたときに、仙台市を除くと4,000人ぐらいと。その半分ぐらいはケアハウスでサポートしているというのが実態なのかなというふうには受け止めておりますので、この指標を達成していく上でケアハウスの役割というのはすごく大きなものを持っているのではないかなと思うんですが、自治体のほうからすると、ケアハウスの補助額が年々減少しているような状況の中で、安定的にケアハウスを運営しにくいという声がやはり出てきて、聞こえてきたりしておりますので、県としてもそういったケアハウス、重要な施策が継続していくような何か施策を考えていただきたいなと考えてございます。

以上です。ありがとうございます。

○本図会長 事務局からいかがでしょうか。

○事務局（早川専門監） 御提案、大変ありがとうございます。

みやぎ子どもの心のケアハウスについては各市町村において、子どもたちを支援する施設と

して、また、多様な学びを支える一つの受皿として大変重要だという話を伺っております。その支援の在り方につきましても、現在、検討している段階でございます。もともとは、復興支援、震災で心のケアが必要な子どもたちを対象にした事業でございました。震災から大分年月も経ってきている中で、そして、震災以降に生まれた子どもたちも、間もなく義務教育を終えるという段階ですので、復興支援という理由づけが難しくなってきており、支援の在り方について、財源も含めて検討していきたいと思っております。

○本図会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

○工藤委員 宮城県保育協議会の工藤でございます。よろしくお願いたします。

2番の保育所等利用待機児童についてのところで1点教えていただきたいことがあったのでご質問します。

待機児童数、非常に減員してきているなというところで、基本、このお取組をしているからかなということ非常に感謝申し上げます。

その中で1つ教えていただきたかったのが、1つのご家庭で複数のお子さんがある場合、そのお子さんが、例えば1つの園、事業所に預けることがかなっているのかどうかというところで、例えばそういったデータがおありなのかどうか教えていただきたかったのです。

というのも、近年、複数の、下のお子さんを産みたい、育てたいけれども、希望の園になかなか入れないというような事例を散見しておりまして、ではそういった話の場合はどのような状況なのかというところがまずデータとして分かってくると、何がしかお支えするアイデアとか対応策も考えられるのかなと。そういったところが、待機児童は減ってはきているんだけど、目に見えないご負担というのをおありなのかどうかというところをぜひ教えていただければと思います。

○事務局（三浦課長） ありがとうございます。

確かに、私も今お話を聞いて、なるほど、確かにそういうケースもと改めて気づかされたようなところもあるんですが、そういったデータで県として把握しているようなものはあいにく持ち合わせがございません。

もしかすると、各市町村の側で例えば利用調整などをされる際に、そういったところまでご意見を承知しているのかもしれませんが、そこはご容赦をいただければと思います。

報道などですと、例えばいわゆる私どものほうで待機児童と呼んでいる、その周辺部になるかもしれませんが、隠れ待機児童というようなことで、例えば第1希望の施設になかなか入る

に至らなかったケースとか、そういったケースはあるというふうに承知しておりますけれども、そこは、先ほど待機児童が、例えば住宅開発とかによって瞬間的に生じるとか、あるいは親御さんの働き先の場所でございますとか、いろいろなことがあって、なかなか恒久的に完全に解消するというのは厳しい状況かと思っておりますけれども、施設や施策の充実など、先ほど保護者さんの目から見て利用しやすいような環境づくりといったところを、県としても実施していきたいと考えてございます。

○本図会長 貴重な情報ありがとうございました。

鹿野委員。

○鹿野委員 それでは、8ページ、豊かな心の育成、41番のところなんですけれども、スクールソーシャルワーカーの配置についてなんです、前回の会議のときも聞いたんですが、34市町村教育委員会に67人ということは、ほぼほぼ1市町村に任命いただいたということになります、直接、スクールソーシャルワーカーさんのお話を聞くと、回り切れないというお話があって、私も不登校の子どもたちの連絡協議会等に参加して、直接そういうお話を聞くことがあるんですが、不登校児童を持っている保護者さんに聞きますと、ソーシャルワーカーさんに相談するというのがこの頃大分増えてきて、よく聞いていただいているいろいろな面で助かるということで、関係機関にもつなぐ方法も、あと、子どもにとっても少しずつよい方向に向かっているというお話もよく聞きますので、もし配置のほうで増やせるのであれば、少しずつ増やしていただければ、ソーシャルワーカーさんがお呼びがかかったという言葉はおかしいですが、相談したいという件数に少しずつ、幾らでも時間を取らずに相談してあげられるような状況になればよいのではないかなと思いますので、このところについて今後考えていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○事務局（三浦課長） 義務教育課のほうで何かございますでしょうか。

○事務局（早川専門監） 御提案いただきまして大変ありがとうございます。

御指摘のとおり、スクールソーシャルワーカーは、環境に働き掛ける福祉とのつながりに強みを持っていますので、家庭環境の問題であるとか、子育てに関する悩みであるとか、子どもの発達に関する相談であるとか、そのような相談を受ける機会が非常に多く、スクールソーシャルワーカーが本当に各市町村で必要とされているということについては承知しているところでございます。

限られた財源ではありますので、そこをいかに効率よく機能的に配置できるかというところを検討しているところでございます。あくまで、スクールソーシャルワーカーの事業について

は市町村への委託事業で行っているものであり、あとは市町村でこういった配置の在り方が可能なかということを検討した上で配置しているところではございます。

あと、財源も限られているところなので、市町村の独自の努力で、独自の財源で派遣回数などを増やしているところもあるということも承知しております。どのような在り方があるのかというのは、今後も検討していかなければいけないと思っておりますので、申し訳ございませんが、そのような回答で失礼させていただきたいと思えます。

○本図会長 よろしいでしょうか。

早川先生に陳情が集中しております。なかなか難しいと思えます。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、また最後に時間を取って皆様からご意見をいただきまして、この点についてももう一度というふうにしたいと思えますので、では引き続き進めさせていただきたいと思えます。

(2) 「宮城県子ども計画（仮称）」中間案の枠組みについて

○本図会長 それでは、議事の2点目でございます。

「宮城県子ども計画（仮称）」中間案の枠組みについて、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（三浦課長） では、議事の(2)「宮城県子ども計画（仮称）」中間案の枠組みについて、ご説明いたします。

3月に開催いたしました前回の会議におきまして、宮城県子ども計画の基本理念案をご説明させていただいております。今回は、新たな計画全体の章立て等につきまして事務局案をご説明申し上げます。

今後、委員の皆様からのご意見を頂戴し、それを反映させていただきながら、次回の会議、今の予定としては11月頃を予定してございますが、次回の会議におきまして、県子ども計画の中間案をお示ししたいと考えております。

初めに、今回初めてご参加になる委員の方もいらっしゃいますので、前回の審議会でご意見を賜りました宮城県子ども計画の理念像などにつきまして、まず概要のおさらいということで説明させていただきたいと思えます。

資料2-1をご覧ください。

こちらの上段は、「宮城県子ども計画（仮称）」の策定方針（案）ということで、それぞれの計画の整理あるいは統合の方向性を図で示してございます。

新たな計画の方向性としたしましては、向かって左手のほうをご覧いただきまして、みやぎ子ども・子育て幸福計画、既にごございますこちらの計画を基本としたしまして、その下、宮城県子どもの貧困対策計画と一体的に策定いたしますほか、1つ間が空きますけれども、みやぎ子ども・若者育成支援計画に関しましては、別の計画として、新たな計画上の位置づけをしたいと考えております。

なお、こども基本法の中では、今申し上げました子どもの貧困対策計画あるいは子ども・若者育成支援計画のほかにも、法令の規定によりまして都道府県が作成する計画で、こども政策に関する事項を定めるものにつきましては、こども計画と一体のものとして作成ができるという定めがございます。それを受けまして、県で今申し上げたもの以外の計画につきまして、統合できるもの、その可能性を検討させていただいておりました。

左の表の3段目、赤い字で示しております第Ⅳ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画につきまして、今回、統合・一体化の対象ということで加えることを考えてございます。

こちらの計画につきましては、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画としたしまして、ひとり親家庭の子どもさんが生き生きとすこやかに成長できるよう、ひとり親の皆様が安心して子育てできる環境づくりや、ひとり親家庭あるいは寡婦の皆様方の就業・自立を促進することを目的とした計画となっております。

審議体としたしまして、常設のものは今までは特に設けてはございませんで、計画の見直しあるいは更新の際に計画策定に係る懇話会を設置してございました。後ほどご説明させていただきますが、今回の宮城県こども計画につきましては、今申し上げたひとり親関係の計画の内容が包含し得るものと事務局では考えておりまして、現在のひとり親計画が今年度で期間満了を迎えることも踏まえまして、次期の計画年度からのおきましては、宮城県こども計画と統合いたしまして、今後はこちらの審議体におきまして、施策の評価や見直しを一体的にご意見を頂戴できればと考えております。

次に、資料の下段でございます。

こちらが、宮城県こども計画の基本理念等につきまして抜粋した図となっております。こちら3月にご紹介、ご説明をさせていただいたところでございますが、基本理念としたしましては、「誰もが安心して子どもを生き育て、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、愛情に包まれ、夢と希望を持って、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できる社会づくりを目指す」としております。こちらは今の幸福計画の基本理念を生かしつつ、こども大綱が目指すこどもまんなか社会の実現に向けた概念の根幹

をなしておりますウェルビーイング等を盛り込んだ形にしてございます。

その下、基本理念達成に向けた視点をご覧ください。

こちらにつきましても、従来の幸福計画の内容を継続いたしまして、その上で、現在の幸福計画にはない視点として、こども大綱などでうたわれております「3. こどもや若者、子育て当事者とともに進める視点」といったものを新たに加えて、合計7つの視点で構成してまいりたいと考えてございます。

次に、資料2-2にお進みください。

こちらが、宮城県こども計画（仮称）中間案の枠組みということでご説明している資料になっております。

中間案に向けましての章立て、主な施策内容につきましてはこちらの資料の左側、向かって右側は国のこども大綱の章立てを示しておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

まず、全体の章立てについてですが、ベースは、繰り返しになりますが、みやぎ子ども・子育て幸福計画の内容を基本としたいと考えておりまして、その上で、こども大綱のそれぞれの内容を勘案の上、作成してまいりたいと考えております。

まず、第I章、「I『宮城県こども計画（仮称）』の策定にあたって」につきましては、新たな計画策定の趣旨や位置づけなど、計画策定の前提となる内容について掲載したいと考えております。

次の「II計画の基本理念等」については、先ほど資料2-1でご説明を差し上げたとおりでございます。

次に「III計画の推進体制等」についてですが、こちらの章では、今の幸福計画と同様に、計画の推進体制、進行管理、市町村などとの連携・協働の内容につきまして記載するほか、向かって右手のこども大綱第4章でございます、こども施策を推進するために必要な事項につきましても勘案して記載したいと考えております。

具体的には、こども・若者の社会参画・意見反映の意義や具体の取組の方向性、あるいはこども施策の共通の基盤となる取組といたしまして、人材の確保・育成・支援や情報発信、さらに県が実施していくこども・若者あるいは子育てにやさしい社会づくりのための機運醸成のための取組の方向性といったものの記載を考えてございます。

その後、「IV体系図」を挟みまして、Vにおきまして、計画で推進する施策を紹介したいと考えております。こちらは量がございますので、後ほど資料3をご覧くださいながら説明したいと考えてございます。

次の「Ⅵ指標と数値目標」につきましては、新たな計画の施策の方向性やこども大綱において設定されております数値目標・指標の内容を踏まえ、改めてお示ししたいと考えております。

次の「Ⅶ資料編」でございますが、こちらは子ども・子育て支援法に規定する子ども・子育て支援事業支援計画というものがあまして、そちらの必須記載事項としまして、教育・保育の量の見込みと確保方策といった法令上求められております記載事項や、計画策定に当たり実施する調査の結果あるいは関連する条例などを掲載したいと考えております。

最後、計画で推進する主な事業につきましては、Ⅴの計画で推進する施策にひもづけられる主な県事業の一覧を掲載する予定としております。

ここで、口頭で恐縮でございます。今、Ⅶのところ、調査結果についてここに記載したいというふうにご説明を申し上げましたが、現在の調査の概況を口頭にてご報告させていただきたいと思っております。

3月の審議会でもご説明いたしましたとおり、今回の計画策定に当たりましては、2種類の調査を実施することとしております。

1つ目が、子ども向けのアンケート調査ということで、具体には県内全ての中学校2年生、2万人弱ほどとなっておりますが、中学校2年生を対象とした調査をインターネット上でご回答いただく形で進めております。こちらにつきましては、県内の各中学校を通じまして、今月上旬から調査を開始しております、本日までがこの調査の期間となっております。

あと、2つ目の調査といたしまして、子育ての当事者の皆様などを想定したものということで進めているものがございます。こちらは県内にお住まいの18歳から49歳までの方3,000名を無作為で抽出いたしまして、こちらの皆様に調査にご協力いただくものでございます。こちらにつきましては、一昨日、7月24日から調査を開始しております、8月上旬までということでご回答いただくことにしております。

今後は、集計あるいは分析をさせていただきまして、次回の審議会におきまして調査の結果や調査で出てきたご意見を踏まえた計画の中間案といったところをご覧いただきたいと考えているところでございます。

続きまして、資料2-3にお進みください。

こちらは、先ほど資料2-2の説明の際に割愛させていただいた格好になっている「Ⅴ計画で推進する施策」に関する説明資料となっております。

こちら、計画で推進する施策に関しましては、こども大綱の内容を勘案いたしまして、県として実施する事業の整理を行っております。

こちらの資料におきましては、各施策の項目に関しまして、県における主立った取組の例を点線で囲んだ枠内に掲げてございます。

今回、統合の対象となっております子ども・子育て幸福計画、それから子どもの貧困対策計画、併せましてひとり親家庭の自立促進計画の各事業についても例示をさせていただいておりますほか、朱書きをしております事業に関しては、現在の計画には取り上げられていないものや、近年開始された新たな事業といったものをこの部分に位置づけたいということで検討しているものということでご紹介させていただいております。

こちらの第V章に関しましては、3つの節に大きく区分したいと考えております。

1番といたしまして、ライフステージを通じた重要事項。3ページ目の上の2番といたしまして、ライフステージ別の重要事項。最後のページになりますが、3番といたしまして、子育て当事者への支援に関する重要事項と大きく3つの構成になっております。

こちらにつきましては、国のこども大綱の第3章、こども施策に関する重要事項といったものを踏襲させていただきました。

こども大綱の構成につきましては、参考資料のような形でこども大綱の目次などをお配りしてございます。第3章を参照させていただいたということで、ご了承いただければというふうを考えております。

その上で、資料2-3のほうにお戻りをいただきまして、第1節、ライフステージを通じた重要事項でございます。こちらは合計で8つの項目を設けることと考えております。

まず、(1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等につきましては、主に子どもの権利に関する理解促進に係る事項が含まれておりまして、県といたしましては、児童生徒や保護者の支援、地域住民に対する人権問題の啓発事業等を実施してまいりたいと考えております。

なお、こちらは先ほどそれぞれの計画の事業をご紹介していると申し上げましたが、例えば「幸福計画」事業(23)というふうには書いておりますが、先ほど資料1-2でご説明したものの、こちらに事業番号が振られております。こちらの番号と対応する形で記載しております。これまでの取組の実績ということで、後ほどご確認いただければと思います。

次の、(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりでは、屋外の遊び場、プレイパークを活用する新規事業や、未就学児や児童生徒の基本的な生活習慣の定着促進を図る事業、ジェンダーギャップの解消のための相談事業等を行ってまいります。

(3) 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供におきましては、産前産後の母子保

健活動の支援、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への医療費の助成などを進めてまいります。

(4) こどもの貧困対策に関しましては、主にこどもの貧困対策計画の内容が包含されております。支援の大きな柱といたしましては、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、次ページに移りまして、経済的支援を行うための各種施策を網羅的に含むものということを考えているところでございます。

(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援におきましては、障害がある、あるいはまた発達に特性があるといったこども・若者の皆様の地域社会への参加でございますとか、インクルージョンを推進するための特別支援教育の推進、重層的な支援体制の構築といったところを図ってまいります。

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援でございますが、こちらでは児童相談所の体制強化や相談支援、広報啓発を一層進めることによる虐待防止に向けた取組や、社会的養護を必要とするこども・若者に対して、様々な分野の関係機関が連携強化を図る支援体制強化事業等を進めてまいります。

いわゆるヤングケアラーの支援といたしましては、相談支援体制の整備あるいは早期発見体制の構築、対応力の向上を図ってまいります。

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組に関しましては、専門家や学校、地域支援者が連携してチームを設置し対策に当たる事業のほか、いわゆる性暴力被害を受けたこども・若者あるいはそのご家族に対しましての支援、防犯、交通安全、防災からこどもを守る環境のさらなる整備を進めてまいります。

最後に、(8)に関しましては、本県の実情に即して設けたい項目でございまして、こども大綱には特にうたわれていないものとなっております。ここは、3月の審議会におけるご意見も踏まえまして、東日本大震災により影響を受けたこども・若者への支援を引き続き継続していくということを明記することを考えております。

具体的には、こども・若者が希望する進路選択を実現するための支援や、被災したこども・若者、震災により影響を受けたこども・若者への幅広いケアを盛り込むことを考えております。

3ページにお進みください。

第2節、ライフステージ別の重要事項をご説明いたします。

ここにつきましても、こども大綱と同様に、(1) こどもの誕生前から幼児期まで、(2) 学童期・思春期、(3) 青年期の3つにライフステージを分けまして、こどもや若者の視点に

立って分かりやすく示していきたいと考えております。

まず、（１）こどもの誕生前から幼児期までにつきましては、周産期医療体制の整備や母子関係従事者に対する支援を通じ、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保を図ります。

また、こどもの成長の保障と遊びの充実のため、前の議題でもご説明いたしました待機児童の早期解消あるいは学ぶ土台づくりの推進を図ってまいります。

（２）学童期・思春期です。身体と心が大きく成長する時期あるいはアイデンティティの形成につながる時期ということになりますが、こちらはより多くの分野にわたりましての支援施策が求められてまいります。こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育といたしまして、小中学校におけるDX推進の取組や、家庭・地域・学校の連携による地域づくりを推進する一方で、こども・若者が安心して安全に過ごすことができる放課後の居場所づくりなども推進してまいります。

また、医療的ケア児の支援体制やこどもの急病時の相談体制の整備を行うほか、金融リテラシーの向上あるいはこども・若者のライフデザインに関する啓発・情報提供のための事業を行ってまいります。

いじめ防止や不登校のこどもへの支援、体罰あるいは不適切な指導の防止、高校中退予防などの幅広い分野に関しましては、スクールソーシャルワーカーあるいは心のケア支援員の配置のほか、不登校のこどもの教育機会の確保のための施策を引き続き進めてまいります。

続きまして、（３）青年期でございます。

ここでは、就学や就労の支援、さらにはその先の結婚支援や相談体制の整備などが重要な事項となってまいります。

本県におきましては、授業料あるいは入学金等に関する支援はもちろんのこと、若年者に対しての就職支援、ワンストップセンターの運営などを行ってまいりたいと考えております。

次のページにお進みください。

結婚支援に関しましては、先ほどの議事でもご説明いたしました「みやマリ！」を中心とした県事業や結婚応援パスポートの取組を進めるとともに、悩みや不安を抱える若者などへの取組といたしまして、ひきこもり状態にある若者の皆様への相談事業などを行ってまいりたいと考えております。

最後に、第３節、子育て当事者への支援に関する重要事項でございます。

保護者をはじめ子育て当事者が経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩むこと

がないよう、本県といたしましては4つの項目に取り組んでまいりたいと考えております。

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減に関しましては、医療費や生活の安定に寄与する経済的支援を行うほか、(2) 地域子育て支援、家庭教育支援といたしましては、家庭・地域・学校の協働によるネットワークの構築や支援者の育成、情報発信を図ってまいります。

また、仕事と生活の調和を実現する観点からも重要となります、(3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大におきましては、企業の表彰や認証、セミナーの開催などを通じ、環境整備を引き続き進めてまいります。

(4) ひとり親家庭への支援につきましては、資料2-1で先ほどご説明いたしましたとおり、こども大綱の内容も勘案しつつ、当県の現行計画である新宮城県ひとり親家庭自立促進計画の考え方を踏襲・再整理をいたしまして、相談機能の充実、子育てや生活の支援、就業支援、養育費の確保、自立へ向けての経済的支援といった観点にまとめております。

ひとり親家庭及び寡婦の皆様が安定した生活を送り、安心して子育てができる地域社会の実現に向けまして、こどもの貧困対策あるいはその他の子育て当事者支援の施策とも協調しながら、総合的な施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

議題の(2)につきまして、事務局からの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○本図会長 ありがとうございます。

確認なのですが、今回はこども計画の中間(案)ということで、調査結果も出ましたところで、次回の会議で中間の(案)が取れるということですね。

○事務局(三浦課長) ちょうど7月から8月における調査と申しましたが、その調査分析が大体上半期ぐらいの対応でございまして、併せて、今お諮りしております枠組みですね。それをベースに文章の形で位置づけをしたものを11月にお示しできればと考えているところでございます。

○本図会長 ありがとうございます。

細かい指標等についてはこれまでのものを活用していくところも多いので、今日頂きました資料なども随時見ながらということになります。ありがとうございます。

それでは皆様より、先ほどの議題(1)のところとも絡んで結構ですので、ご意見、ご質問をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

鹿野委員、お願いいたします。

○鹿野委員 鹿野でございます。

資料2-2にあります施策の推進体制等についてというところで、右側の第4 こども施策を推進するために必要な事項の2の(4)子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信というところなのですが、私も民生委員をしていて、主任児童委員なので、子育て、子どもたちの支援ということで関わりを持っていますが、突然、父親を交通事故で亡くされた母子家庭の方と、交通遺児とかいろいろな支援の手続等で、毎年、ここ3年ほど、書類提出で相談されることが多いんですが、書類を見てみますと、去年もこのところはこのように提出してあるのに、またこういう書類をと、私自体もそう思うようなところが多々あるんですね。

例えば、再婚しないでそのままひとり親家庭でいるのでしたら、収入等については幾分か変わりはあると思いますが、状況については、毎年同じようなことを同じ形で書類提出するようになってるという、交通遺児だけの支援ではないんですが、いろいろな面でひとり親家庭の方がこれも支援を受けたいんです、これも受けたいんですって、やはり子どもさんが成長する段階に応じて、今年は上のお子さんが高校に進学するのでこういう支援を受けたいんです、育英資金も受けたいんですというような相談を受けるんですが、本当にこの事務負担の軽減というところを、これは今年はまだ2年目なんだから、3年目なんだからと、ここのところだけは重要視しなければならないので、この届出だけが必要としますみたいな形で、何かちょっと軽減した形での事務処理というのはできないものかなと。私自身もその方から相談を受けると、お子さん3人を1人で、急にひとり親になって一生懸命育てている中で、やはりひとり親だからということで子どもにしわ寄せが行かないようにうんと努力しているのが目に見えるご家庭なんです。その方がこういう書類で、仕事もしなければならない、子どもについても手をかけなければならないという中で、やはり書類の事務の軽減というのはもっともっと考えてあげるべきではないかと。そして、必要な支援を必要な人に届ける、そこが本当に大事なところではないかと思います。そのところを幾らかずつでも改善していただければ、利用したくても、もう書類が大変だからといって諦める人も中にはいると思います。本当に必要な人に必要なものを届けるということが念頭にあるのでしたら、そのところは考えていただきたいと思います。

○事務局（三浦課長） ありがとうございます。

そうですね。本当に今ご紹介いただいたケースの方、突然のことで、なおさら慣れない手続などをされているのかなということでお話を伺っておりました。

いろいろご支援の制度を用意している中で、例えばご家庭の状況、そういった方に直接お話

し申し上げるのはどうかというのがありますが、所得の状況に応じて使えるもの、使えないものがあつたりというのは現実としてはございますので、そういったところを説明してご理解をいただいた上でお手続きをするというところは、一方においては必要にはなると思うんですけども、では、同じことを繰り返し繰り返し確認するのがいいのか、あるいは特に状況に変化がないというところであれば、その確認ができればオーケーということになるのか、それは確かにおっしゃるとおりかなと思います。

今、こども大綱のほうでこういった項目を立ち上げておりますのが、すごく幅広い意味で申し上げますと、いわゆるDXというんですか、そういったところで手続がワンストップで完結するような仕組みを整えていこうということでこういった章を立ち上げているんですけども、それももちろんですが、今お話のありましたように、必要な支援が必要な方にちゃんと情報として行き届く、いわゆるプッシュ型で何かお知らせをしていくとか、そういったものも非常に大事な取組かなと思っておりますので、ご意見として承りたいと思います。

あと、もしかすると、今お話をいただいた中で、交通遺児というご家庭への支援というところだと、当県ですと教育庁のほうでやっている制度がございますので、今いただいたご意見も教育庁のほうにはお伝えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○本図会長 貴重な情報ありがとうございました。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

では、恐縮ですが、大庭委員より、せっかくの本日の会議ですので、一言ご意見等も含めて、とはいえ、お一人1分から2分ぐらいの短い時間になると思いますが、この計画策定に当たってのお考え等含めて賜れたらと思いますが。大庭委員、よろしいでしょうか。

○大庭委員 商工会議所の大庭です。

今、事務局からの説明を伺いながら思ったところは、こども計画が宮城県のこども計画ですので、ほかの46の都道府県との違いを出したいですね。もちろんこども大綱に沿っての計画だということは承知しているのですが、宮城県ならではのこども計画という特色をどこかで強く打ち出せないかという感想を思った次第です。

基本理念は理解をしつつも、基本理念達成に向けた視点の中で、東日本大震災の心のケア以外のところで何かしら、見せ方なのかもしれませんが、ここが宮城県のこども計画の柱で、重点なんだということがどこかに見えるように工夫されるととても良いと思います。計画の中身を見ていくと、宮城県オリジナルの内容が見えてくるとは思うのですが、全体的に、現段階

ではまだ方針と体系図、枠組みしか見えていないのでオリジナル性を感じられないのかもしれませんが。

○本図会長 ありがとうございます。

確かに周知レベルというか、見せていただくレベルで、いろいろまさに必要としている人たち、子どもたちや家庭に届く、前回もそういえば本当に言葉が届くかというようなご意見もあったかと思うんですが、県庁の皆様の熱意が当事者に響く見せ方というのは少し、大変貴重なご意見で、ご検討いただけるといいかなと思います。よろしいでしょうか。

では、最後にまとめてまた事務局からお考えをいただくということで、まずは進めてまいりたいと思います。

大橋委員、いかがでしょうか。

○大橋委員 今回は、当然、宮城県としての計画ではあると思うんですが、やはり現場の、実際に子どもや保護者にアプローチというか、関わることが多い基礎自治体の役割というのはすごく大きいと思うんですね。

全国的にも課題感があるとは思うんですが、やはり、いろいろな計画や施策が国でつくられたとしても、自治体で取り組まなければ何も動かないし、その取組の格差というのがますます広がっていくのではないかということがいろいろなところで言われていると思いますので、こういった計画を基礎自治体にどうやって広げていくかとか、影響力を持っていくのかという視点がやはり大事なのかなと考えておりました。

以上です。

○本図会長 ありがとうございます。

鹿野委員、改めてございますでしょうか。

○鹿野委員 今までのいろいろお話や説明等ございましたが、どの中においても「限られた財源の中で」という言葉がよく出ます。少子化というのは本当にもう歯止めがかからないような状況で、昨年度は1.07人、それがどこまで下がっていくのかと思うととても怖くて、限られた財源というところで必要なところにその財源を引っ張るというのか、必要なところにかける、そうでなければ、これから宮城県だけではなく国全体が、子どもがいなければどうにもならない社会になっていくことがもっとも恐ろしいことなんだということを危機感を持って、この話というか、こういうことも計画等をするのではないかなと。私なんか、自分がここに来て、これで自分が役割を果たしているのかと、とても不安に感じた次第です。

○本図会長 ありがとうございます。

工藤委員、お願いします。

○工藤委員 今回のこども計画の策定に当たって、前回も参加させていただいて感じていたところが、ちょっと話はあれなんですけれども、保育園、こども園等に関する安全確認監査というものが県で実施されるようになって、その話の説明を受けたときに、県の職員、こういう言い方は申し訳ないかもしれないんですが、県の職員の方のすごい熱意を感じるお話だったので、すごく感銘を受けた記憶があったんですね。今回、この計画の策定に関しても同様にやはり、文章の一端であるんでしょうけれども、その熱意というのかな、そこに関する熱量というものを感じさせていただくことができ、とてもうれしく頼もしく思うところでありました。

であるからこそ、この中にも様々出ている保健師さんであったりスクールカウンセラーさんだったり、いわゆる専門職の方々のお力を今後いっぱい借りるんだよということで、非常にすばらしい計画かなと思う反面、そういったところに関わる保健師さんやスクールカウンセラーさんなどの専門職に対するサポート体制というのが今後どのように計画の中で出てくるのかなというところでも非常に期待を持つところです。

県の方ももちろんそうですが、各市町村の保健センターのカウンセラーさん、様々な方々、専門職の方々の業務の負担はもちろんですが、そこにかかる使命感というのは非常に強いものを感じるんですけれども、であるからこそ、そこをどう支えられるのかなというのが、このこども計画の中で、もしかするとどこかに入っていくと、なお、安全安心に計画が進められて、かつその進捗を私たちも見守らせていただけるのかなと感じました。ありがとうございました。

○本図会長 ありがとうございました。

では、西城委員、お願いします。

○西城委員 私も同じく、やはり、この計画を拝見して、本当に一つ一つ、もう本当に今、現場に皆さんが期待したりとか待っている、こどもが真ん中で、どの子たちも幸せに生きていける社会、それが宮城県の中でこのように計画されていることにとっても感銘を受けているんですね。

一方で、私が関わらせていただいている親子の方なんかは、例えば不登校のお子さんがいますよね。そうすると、問題は不登校だけではないんですよね。ひとり親家庭で3人のお子さんを育てている中での不登校、プラスその子が学習障害を持っていたりとか、そうすると、兄弟が学校に行かなくなるとほかの兄弟たちも、お兄ちゃんが行かないんだったら僕も行かないよという形で、また不登校のお子さんが増える。そうすると、ひとり親でもお母さんがなかなかお仕事に就くことが難しくなる。そして、貧困問題も起きてきてしまう。

その中で、先ほども出たように、一つ一つの手続をどこに行ってどの窓口でしたらいいのかということ、まずお母さんがもう忙しい中で一つ一つ調べて足を運ばなければいけない。足を運んだ上で、これは県ではなくて市のほうですよと。ここが連携が取れていない。スムーズな連携がなかなか取れていないというところがとても困っちゃうんですね。

例えば、子どもがおうちでの学習をしているときに、お母さんは一生懸命体験学習でバスに乗ったり電車に乗ったりしていろいろな資料館に連れて行きたい。ここに交通費の支援が出るんですけど。でも、子どもたちで行かせるときに、みんなが降りるのを待って、運転手さんに乗車証明書をくださいという手続をしなければいけない。だけれども、それもなかなか子どもによっては難しかったりハードルが高かったり。そうなってくると、じゃあ交通費はもういい、うちで負担しましょうということになってくる。いろいろな問題が1個だけではなくて複数なるというケースがとても多いなど。そのことに関して、やはり先ほどもおっしゃっていたように、ネットワークのスムーズな構築、そしてそれを私たちが受け取りやすい情報発信というものをお願いできたら本当にありがたいなと感じております。どうぞよろしく願いいたします。

○本図会長 ありがとうございます。

では、佐々木とし子委員、お願いいたします。

○佐々木(と)委員 まず、皆さんがお話ししているように、どんなにいい計画でも必要としている人に届かなければ、こういう計画って駄目だなというふうに思っていますので、そういった届くシステムをきちんと整備するということが大事ななと思っています。

それから、小学校とかの不登校とか問題行動が子どもたちに起きているんですが、その一番最初のやはり幼児期の親子間の愛着形成ができていなかったりとか、それから、どうしても働いていることで、長時間のスマホとかそういうもので子守りさせてしまうことによって、子どもたちの脳の発達とかに問題が起きていたりすることが不登校や問題行動に発展していくということもあるので、そういうことにも目を受けて計画ができるといいなと思っています。

○本図会長 ありがとうございます。

佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 小中学校の現場の様子を少しお知らせできればなと思います。

今日、話に出ました不登校の子どもたちの学習支援についてですが、1人1台端末が入ってきて、活用が進みました。そこで、教室には入れないけれども別室からリモートで授業を受けるとか、端末を使った新たな学習方法というところも増えてきているように実感としてありま

す。

それから、母親で精神疾患を患っている方とか、精神的に不安に思っている母親だと、やはり、小学校1年生からもう不登校になってしまう子どもたちが増えているように思っています。一部だけの感覚なんですけれども、ぜひこちらで行われている2つの調査、中2対象と、子育て当事者対象の調査を今行っていらっしゃるということで、県全体の様子を、次回、調査結果分析を聞いていろいろなことを考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

○本図会長 ありがとうございます。

では水戸委員、ご退出されるということで、すみません、よろしいでしょうか。

○水戸委員 先に退席させていただきたいと思って、先に意見をお話しさせていただきたいと思っています。

角田市においても、今年度、こども計画を作成するというところになりまして、その中でも、今年度、私も4月から替わってきたところではあるんですけれども、本当にこどもの貧困対策というところと居場所づくりですね。そちらのほうを中心に置きながらやっていきたいなというところが私の頭の中にはあるんですけれども、角田市は、県内でも早く3つの無償化ということで、給食費の完全無償化、そして医療費の無償化ですね。所得制限の撤廃と、あと保育料の無償化というところにはしておりましたので、その効果も徐々に出てきているのかなというところもあるんですけれども、今回、角田市でもこども計画を作成することもありまして、宮城県の計画を参考にしながらしていきたいなというところがございますので、何かあればご助言ということでまたお願いしたいなと思っております。

また、角田市では、ケースの相談の事例なんかも多くなっているというところも、年々上がってきているというところもありますので、本当にマンパワーというのかな、保健師とか家庭相談員が、件数も多くなり、人がもっともっと充足するといいいのかなと考えているところではありますので、そこのところは今後検討したいなと思っております。

県内においても同じ状況ではないかなと思いますので、その点については、今後、県と共に考えなければいけないところかなと思っております。

以上になります。

○本図会長 角田市の情報提供もありがとうございました。

では戻りまして、塩野委員、お願いいたします。

○塩野委員 宮城県助産師会の塩野と申します。いつもお世話になっております。

私どもは、宮城県助産師会として、このたび宮城県が、産後ケア事業を集合契約化となりま

して、このスピード感到非常に感銘しております。

といいますのも、集合契約というのは、自分のお住まいのところに助産所がなくても、他の地域の助産所や産後ケアの事業所を使用できる。それから、直接、助産所や医療機関に問合せができる。かなり利用しやすくなった経緯がございまして、その点におきましては非常に背中を押していただきまして、今、私どもも産後ケア事業、不安な日々を過ごす産後のお母様方やあるいは、最近、男性育休を取られるパパも多いので、同時にご家族の方を支援することがスムーズに進んでおりまして、本当にありがとうございます。

それから、やはり妊娠から切れ目のないケアのみならず、これからの世代を担う子どもたちの生きる力をつけるために、プレコンセプションケアであるとか、それから子どもたちの質を高めるということで、やはり人権教育であるとか、ジェンダーとか、あとは自分の身を守るという、そういう教育を含むプレコンセプションケアというものも、これから、今は思春期あたりからということですが、今は未就学児から進めていくことが必要だと言われておりますので、ますますこれからいろいろな協力をさせていただきまして、また推進の少しお手伝いをさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○本図会長 ありがとうございます。

では、関委員、お願いいたします。

○関委員 認定こども園福聚幼稚園の関と申します。

今の認定こども園の現状ですけれども、園全体が本当に少子化で人数が少なくなってきており、仙台市においては1,000人近くの子どもたちが年々減っているというような状況です。

そして、私たちが子どもたちを預かっている中で話題になるのは、やはり、親の就労ということで、年々、共働きの方が増えているということです。それはすごくいいことだと思いますが、やはり、お母さんたち、お父さんたちのゆとりのなさ、それが子どもたちの愛着形成とか愛情などにすごく影響があるのではないかなというところで、この子たちが大きくなったときにどのような変化が起きるのか、というところがちょっと不安になることがあります。

親たちは、結局、子どもたちを朝の7時から夜の7時15分まで預けるわけですね。長い子ですと12時間ぐらいになってきますので、そうなってくると、帰宅後、親は子どもを寝かしつけるだけになってしまい、しつけとか生活習慣とかは全部先生にお任せですよということになってくる。そうなりますと、子育てって、本当は先生と両親と協力してやらなければいけないことが、何かおろそかになってくるのかなって。それが子どもたちにどんな影響を及ぼすのか、

ということをすごく強く感じています。

それから、障害児の支援のことですけれども、県から特別支援のほうで、ご家庭からも「私の子はこういう障害があります」ということで認められて障害児の支援の費用も頂いてはいますが、その一方でなかなか認めてくれないご家庭もあります。そして、クラスの中で行動が多動だったりとかする子どもたちに対しても、先生たちがご家庭から協力を得られない部分に対しての支援も何とか考えていただきたいなと感じています。

そういう子どもたちに少しでも支援の手があると、子どもたちの気持ちも安定するし、精神的にも、お母さんでなくても先生たちが一生懸命見ようとする気持ち、それを分かってもらえるだけでも教育的な効果が現れてくるのでないかなということを感じています。

やはり、宮城県のこども計画ということで、細部にわたってどんなふうに具体化されたことが事業として各市町村に下りてくるのかなという、その見え方、それを今後どうやっていったらいいのかということをすごく感じています。大変立派なものなので、今度、子ども向けのアンケート、それから子育て当事者のアンケート、どんな結果が出るのか楽しみにしています。

以上です。

○本図会長 ありがとうございます。

では、高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 公募委員の高橋です。

今日のご丁寧な説明どうもありがとうございました。また、この資料を作るにも県の職員の方々、ご尽力されたと思います。分かりやすい資料とともに、説明ありがとうございました。

今日、私は質問ではなくて感想を述べさせていただきたいと思います。

令和7年度からの宮城県こども計画、こちら、すごく立派な計画だなと思っています。国の大綱に沿って満遍なくつくられた計画だなと思っています。どなたか委員も仰っていましたが、宮城県としての特色というところも、私も同じような感想を持っていたところです。

この計画というのは、大人がつくった計画です。今回、宮城県の方々が子どものアンケートと少子化施策に関する意識調査というすばらしいアンケートを取っていただきますので、この結果が、県内において必要な何か変えていかなければいけない課題が見えてくるのではないかなと思っています。それが宮城県の特色として、大きく分かりやすく県民の皆様にお伝えできたらいいなと思っています。

特に、子どものアンケート、県内の中2の皆様にもされるということですが、アンケート内容を拝見させていただきますと、「宮城県に住みたいと思いますか」「また、出たとして

も戻りたいですか」「将来について明るい希望を持っていますか」「子育てに持っているイメージはどうか」、これらのアンケートの内容に対して、県内の子どもたちがどういうふう
に回答してくるんだろうということがすごく楽しみでもあり、正直怖い気もしています。

私たち宮城県人が、子どもたちが宮城県に住んでいてよかったと思ってもらえるように、今
こうやって一生懸命、審議会の場でいろいろと意見を交わしているんだと思います。ぜひ、こ
のアンケート結果をみんなでどういうふう
に受け止めるかということが、次回、令和7年度の
計画に反映されていけるように、この審議会の場でいろいろと
思っていければいいなというふう
に感想を持ちました。今日はありがとうございました。

○本図会長 ありがとうございました。

では、竹下委員、お願いいたします。

○竹下委員 ありがとうございます。ファザーリング・ジャパンの竹下です。

私、感想というか、中2の子どもの母親なので、昨日、もう3回ぐらいで、やっとアンケート
に答えさせました。本当に申し訳ございません。せっかくなので皆さんにどんな感じで子ども
がアンケートに答えたか知っていただきたいと思いますので、その感想などもお伝えしたい
なと思います。

親向けのお便りと、あと子ども向けにこういうものがあるのでアンケートに答えてください
というものが来まして、子どもに3回ぐらい、今言いましたように、言いました。本人から、
「これ、学校のC h r o m e b o o kじゃないと答えられないんでしょ」「いやいや、違うよ。
ここにQRコードがあるからスマホでできるんだよ」「ああ、分かった」といって、自室に行
ったんですね。時間、何分ぐらいかかるかなと思って、私、時計も見ていました。大体10分ぐ
らいで回答を終えたようです。「どんなことを答えたの」とは聞かずに、「どんなアンケート
内容だったの」と聞いたら、「何か将来のことについてのアンケートだった」「ああそう。じ
ゃあ、その質問の内容はあなたよく分かった？理解できた？」と聞いたら「理解はちゃんとど
きたから全部答えたよ」と言っていました。

最後に、よくここ最近ニュースでも出ていますけれども、子どもで夢や目標を持っていない
子が非常に多いと聞きます。なので、あえて最後に、「じゃあ、将来のこと、今日アンケート
に答えたけれども、将来夢はあるの」と聞いたら、残念ながら「ない」と答えられてしまっ
たんですね。その理由というものが、「そういうふうに急に聞かれてもよく分からないし、どう
答えていいのかわからないし、そもそも目標にするようなものや人とか、何かそういったもの
が浮かばない」と言われたんですね。うーんと思いつながら昨日の夜を過ごしたんですけれど、

今回2万人のお子さんに向けてアンケート調査をお願いしているということなのですが、その2万人のお子さん全員ができれば回答していただいて、その中から、こうあってほしいとかこうしてほしいという小さな少人数の意見でも何かありますと、それを全部すくっていただいて、ぜひ大人の私たちが子どもたちがどうやれば住みやすくなるのか、生きやすくなるのかということ、この会議でまた引き続き考えることができたらなと思いました。

以上です。

○本図会長 ありがとうございます。

引地委員、お願いいたします。

○引地委員 宮城県母子福祉連合会の引地と申します。ひとり親家庭の会でございます。

皆さんの資料2-3の3番目、子育て当事者への支援に関する重要事項ということで、(4)ひとり親家庭への支援ということでいっぱい取り上げていただいて本当にうれしゅうございます。これは全国的にもそうなんですけれどもね。

それで、その中で、母子家庭就業支援、自立支援センターということで、うちのほうで講習会を開かせていただいております。そこで今はパソコンと介護の講習会なんですけれども、今まで、お母さんがパソコンはちょっとだけはできるけれども資格はないということで、資格を取りたいので来たということで資格を取りましたら、今まで臨時職員だったのがちゃんと正式な社員にさせていただきましたということで、そういう話を聞くととても私もうれしいんですね。だから、県の事業も大分なりますけれども、本当にそういうお母さんたちがたくさんいて、それから介護もそうですけれども、大変な思いはしていますけれども、やはり資格を取ってということは、資格は逃げないので、本当に感謝されてということで、ただ、最近応募する方が少なくなってきておりますので、せっかくの大事な日曜日に、1日朝から晩まで来て講習会を受けるとということで、小さい子どもさんを置いて、託児所もちろんあるんですよ、うちのほうで子どもさんを預けていただいてということなんですけれども、やはり子どもさんを大事にしたいということで子どもから離れたくないというお母さんもいらっしゃるのですね。最近、父子家庭も結構多いんですよ。介護のほうにも講習を受けに来てくれた方もおります。

それから、私はここの就学資金ですか、高校に子どもが入るときに私も利用させていただきました。借りたものなど返しましたけれどもね。

それからもう1点、このあれとは関係ないかもしれませんが、コンビニのローソンさん、全国的な組織なんですけれども、ひとり親家庭の子どもさんに、400名って限定されるんですけれども、全国で。宮城県からはたった7名ということなんですけれども、返さなくても

いい奨学金ということで、月3万円ですけれどもね。でも大変ですよ、3万円稼ぐのに、本当にねということで、1年間ですけれどもね。そういうことで、もう5年も続いております。

1年間で、また来年も応募していただいてまたということで、その応募されたものを私たちが審査して送っているんですけれどもね。だから、宮城県でも企業さんに働きかけるとか、そういう考えはございませんでしょうかね。

ということで、先ほど民生委員の方もいらっしゃいました。私の団体は任意団体でございますので、もしひとり親のお母様がいらしたら、こういう会がありますよと。各市町村にもありますので入っていただいて、そして、いろいろな手続もちゃんと分かるように事務所に来ていただければ大丈夫です。

いろいろお話ししましたけれども、このこども計画、本当に大変な資料でございます。お疲れさまでございます。そういうことで、本当に感謝感謝の施策でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○本図会長 ありがとうございます。

皆様が本当に日々ご尽力されていることを踏まえての貴重なご意見、ご情報を入れていただきました。ありがとうございます。

まとめまして、事務局のほうからいかがでしょうか。

○事務局（志賀部長） それでは、私から御礼と感謝も含めましてお話をさせていただきたいと思っております。

お一人お一人から大変貴重なご意見を賜りました。ありがとうございます。

それに一つ一つお答えする時間の都合もありますし、総括的なお答えでお許しいただければと思います。

まずは、本日、中間案の枠組みということで、章立てのイメージをお示しをさせていただきました。今後、これに対して現在実施しておりますアンケート調査あるいは本日賜った貴重な意見等々を踏まえて肉づけをして具体化を図り、また次の機会にお示しをして練り上げていくと、こういった形になろうかと思っております。もちろんパブリックコメントとか県民一般の方へのまた意見を伺う期間を別途設けながらどんどんグレードアップしていくと、こういった過程を取ってまいりたいと思っております。

そういった中で、やはり、改めて身にしみて感じたのは、せっかく肉づけして具体化していく中で立派な計画ができたねと、そういった期待をお示しいただいて、我々としても、また身を引き締めて頑張っていかなければいけないという思いは持っておりますが、その出来上が

った立派な計画が、中身が伴って、また実効性を伴うものでなければ意味がないといったこと、こちらを改めてしっかり理解して取り組んでまいりたいということを思いを新たにいたしましたところでもあります。必要な方に必要な施策がちゃんと届くようなスキームづくりも含めて、しっかり届けていくと。また、それには当然ながら予算面、財源面の裏づけ、手だても講じていく責務が伴います。そういったことも含めて、しっかり伴ってやっていかなければいけないかなと思いました。

もう1点、やはり国のこども大綱をベースにし、それと整合を取るといった必要性がある以上、その形に沿ったものであることは、各県とも、宮城だけではなくて求められていくことにはなるんですけれども、その上での宮城ならではの特色、対応、そういったものをどのように打ち出していけるかといったことについても幾つか具体的なご意見を賜りました。それに対する答えといったものを我々として用意していかなければいけないなといったことも、もう1点、考えたところがございます。

もちろん合計特殊出生率しかりでございますし、よく言われる不登校の数や学力の面もそうですけれども、様々な、宮城県はこの点がちょっと全国に比べて落ちているよねといった指標のしっかりとしたデータがあります。そういったものに対してどうお答え、宮城には劣っている、まだまだ努力が必要だといった分野に対する答えをどのように反映させていけるかということがあるでしょうし、先ほど申しましたアンケート調査の結果から、宮城ならではの特色ある具体的なニーズといったものが出てくる。こういったものを期待しつつ、それに対して答えていく必要が出てくるかもしれないなと思いました。

その上で、やはり宮城県としての特徴を打ち出すとするのであれば、1つ、やはり東日本大震災の対応、経験といったものを、どういったもので打ち出していけるかという、これは全国にない宮城ならではの特色になり得るものだと考えてございます。震災に対するケアの事業を続けていくことはもちろんですけれども、震災に対応してきた、これまで十数年取り組んできた取組の中から得られた知見、経験、そういったものを施策の中に反映していくことが、1つの答えになるのではないかなというふうに感じたところがございます。

例えば、ネットワーク連携の重要性といったご意見もありましたけれども、東日本大震災の対応というのはまさに手探り、答えのない中で、明日の見えないところでみんな、多職種の連携の中で様々な知見を総合的に取り上げて対応してきた経験がございます。今、その振り返りも含めまして、そういったことを前向きに生かしていこうと、こういったこともあるでしょうし、また子どもを信じるというか、子どものレジリエンスというか、子ども自身の自立、立

ち直る力、そういったものを大人、我々周囲の者がどうやって支えていくことができるかといったことも、震災の経験から得られた大きな知見だったと思ってございます。そういったものを具体的に盛り込みながら、具体的な形にできたらいいのかなといったことを、2点感じたところでございました。

いずれお時間になりましたけれども、本日はまた貴重な意見、お忙しい中、本当にありがとうございました。今後に向けて、またなおしっかりと努力してまいりたいと思います。

以上です。

○本図会長 ありがとうございます。

志賀部長からの大変直々の重たい言葉と、まさに熱量を示していただきまして、僭越ですけれども、本当に今、社会の転換期だと思っておりまして、この転換期に子ども・子育てを宮城県は本当にど真ん中にやっていくんだという、その熱意を、本当に筆頭課になっていただきたいと思っているところで、ぜひ私たちの思いと、恐らく県民の思いだと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、皆様、円滑な審議にご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

では、事務局にお返しします。

○司会 本図会長、ありがとうございました。

4. その他

○司会 お時間になりましたけれども、最後に、4. その他でございます。ここまでの議事以外の点で、何かご意見等ございますでしょうか。

特にないようでございますので、お時間の都合上、委員の皆様のご発言できなかったことやご意見等がございましたら、机上に本日の議題に関するご意見を記入する用紙を1枚配付させていただいておりますので、ご記入いただければ幸いです。

5. 閉 会

○司会 長時間にわたりまして貴重なご意見、ご提言を頂戴いたしました。ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。委員の皆様、お忙しい中誠にありがとうございました。